

社会保障審議会 介護保険部会（第73回）	黒岩委員 提出資料
平成29年11月10日	

社会保障審議会介護保険部会

平成 29 年 11 月 10 日
全 国 知 事 会

介護保険における保険者機能の強化等について

介護保険における保険者機能の強化等について、全国知事会として下記のとおり意見を提出する。

記

1 財政的インセンティブの制度について

- (1) 自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組及び市町村に対する都道府県の支援について、地域分析とその活用方法等の共有や好事例の提供等によりその取組を促すこととし、ペナルティとなるディスインセンティブは行わないこと。
- (2) 評価項目及び配点について、地方と十分に協議し、市町村の規模等によって不公平が生じることのないよう、バランスが取れたものとする。
- (3) 評価結果の公表に当たっては、都道府県や保険者間の優劣を比較しランキング化するものでないことなど評価の趣旨を明確に示すこと。
- (4) 評価に当たっては、とりわけ市町村の評価項目は多岐に渡っており、都道府県及び市町村に過度の事務負担が生じないようにすること。また、この評価の実施により必要となる事務費等は国において措置すること。

2 交付金等について

- (1) 交付金については、既存事業を含め市町村及び都道府県が取り組む事業に支障を来たすことのないよう、財源を確保した上で行うこと。
- (2) 交付金の財源として「経済財政運営と改革の基本方針 2017」で活用を検討することとされている調整交付金については、保険者の責めによらない要因により生じる第1号保険料の水準格差を全国ベースで平準化するために交付されるものであり、保険者機能とはその性質を異にすることから、保険者機能強化のための交付金は調整交付金とは別枠で措置すること。